

[Redacted text block]

[Redacted text block]



特集 直接支援の広がりと深まり

公益社団法人 みやぎ被害者支援センター 直接支援員 ● 横橋 良子

我が国の被害者支援は、被害者の悩みを傾聴・共感する「心のケア」からスタートしましたが、被害者の「被害直後から支援して欲しかった」という要望と「被害に伴って遭遇するいろんな問題が解決しないと、精神的にも落ち着かない」との声が寄せられたことから、精神的ケアとともに直接支援のニーズが高まりました。

直接支援も最初は、被害者からの要望が多かった裁判所への公判付添いなどからスタートしました。私達支援員も「よりよい付添い支援を行うには・・・」と、各センターやブロック研修等で研修を重ねて参りました。また、支援を重ねる

につれ、裁判に関与する検察庁・裁判所・弁護士会等の関係機関の方々にも被害者支援員の存在を認知していただき、支援時は連携と協力をいただくようになり、その結果支援がスムーズになったことを感謝しております。

さらに、近年全国48支援センターの殆どが、各都道府県公安委員会から「早期援助団体」の指定を受け、事件発生直後には「警察情報提供」により、直接支援要請が入るようになりました。当然ではありますが、直接支援回数は以前に比べ多くなり、私達支援員も多忙になりました。また、被害直後の直接支援は時間的にも余裕がな

く、被害者の置かれた立場も千差万別で、マニュアル通りに支援出来ないことも多々あります。それぞれのケースにあった適切な支援方法は？と知恵をしぼり、研修時は支援仲間の方々と事例検討し、よりよい支援方法を探っております。

被害直後の支援は、危機介入や生活支援が多く、被害者の生活圏に入り、身近なところで支援することになりますので、より細やかな視点と配慮が求められます。また、犯罪被害者支援センターの支援には、人的にも経済的にも限界がありますので、行政や福祉等の関係機関との連携が必要になってまいります。

よって被害者支援が、より多くの場で、より多くの方々に認知され、被害者の置かれた立場や心情を理解いただき、被害者支援の必要性を理

解していただかなければなりません。被害者支援に関わる一員として支援業務とともに、関係機関はもとより、一般の方々に対する広報活動の推進に努めたいものです。



直接支援の推移 (2006年～2012年＝全国被害者支援ネットワークによる集計)

	2006年	2007	2008	2009	2010	2011	2012
裁判関連支援	725	716	761	1,397	1,923	2,068	2,467
検察庁関連支援	71	114	247	360	563	518	717
警察署関連支援	53	67	95	128	271	305	306
行政窓口等への付き添い	—	25	37	118	95	112	198
病院付き添い	107	177	165	240	288	319	237
自宅訪問	75	78	96	258	309	199	279
生活支援	30	48	83	116	190	201	370
物品の供与・貸与	23	8	22	24	17	24	85
宿泊施設提供	3	29	7	7	9	28	2

※ 「行政窓口等への付き添い」項目は、2007年に新設

(編集注) 全国被害者支援ネットワークは、加盟48団体が2006年から2012年に行った直接支援の件数を各年別にとりまとめた。

この7年間で、裁判関連、検察庁関連、警察署関連の直接支援が著しく増加している。これは早期援助団体の指定を受けたセンターが増加したことに加え、2008年12月の被害者参加制度、2009年5月の裁判員裁判スタートに伴い、被害者等から司法関係に対する支援ニーズが増えている状況や、各センターがこうしたニーズに応える態勢を整えてきた実情を反映しているようだ。また、行政窓口や病院などへの付き添いも増勢にある。

なお、2012年の調査時点で、生活支援を行ったのは21センター、物品の供与・貸与を行ったのは9センター、宿泊施設を提供したのは2センターだった。